

2019年度岡山理科大学授業料減免制度 募集要項

岡山理科大学では、経済的に困窮し、修学が困難な在学生に対し、返還の義務がない授業料減免を実施します。授業料減免は、秋学期の授業料を減免することで実施します。

ただし、外国人留学生は、別の減免制度と奨学金制度があるため、本制度の対象とはなりません。

1. 対象者

次のいずれかに該当し、以下のア又はイの家計基準に該当する本学学部生及び大学院生

- (1) 主たる家計支持者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項、2項に規定する被保護者及び要保護者である者
- (2) 主たる家計支持者が、所得税法（昭和40年法律第33条）の規定により所得税を納付しないこととなる者
- (3) 主たる家計支持者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により区市町村民税を納付していない者または均等割りのみ納付している者
- (4) 主たる家計支持者が、国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により国民年金の納付を免除されている者
- (5) 家計支持者の死亡・疾病などにより、授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- (6) 家計急変により、授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- (7) 災害その他の事情により、授業料の納入及び学生生活が困難である者

家計基準（主たる家計支持者一人の収入金額）

- ア. 給与所得者 841万円以下
イ. 給与所得者以外 355万円以下

※本学独自の奨学金制度及び特待生制度と併用することはできません。

日本学生支援機構奨学金との併用は可能です

2. 授業料の減免額

当該年度の秋学期授業料のうち20万円を減免します。

3. 募集期間

2019年6月3日（月）～6月21日（金）17:00

4. 募集定員

10名程度

5. 申請手続

1. 「家庭状況調査書」
必要事項を記入し、下記2～4の書類を添付して、学生課へ提出してください。
2. 上記1. 対象者（1）～（7）のいずれかに該当していることを証明する書類
3. 収入に関する証明書のコピー

家計支持者（父母又は父母に代わって家計を支えている者）について以下の証明書を提出してください。

●給与所得者の証明書類

給与所得の種類	収入を証明する書類
給料・賃金・役員報酬	平成30年分の源泉徴収票のコピー 平成30年に中途就職の場合、直近の給与明細（3か月程度）のコピー
年金	年金振込通知書のコピーまたは年金額改定通知書のコピー
傷病手当金	傷病手当金通知書のコピー
雇用保険（失業保険）	雇用保険受給資格者証のコピー
生活保護	保護決定（変更）通知書のコピー

●給与所得者以外の証明書類

「平成30年分の確定申告書第一表・第二表（控）」（税務署の受付印のあるもの）のコピー

税務署の受付印がない場合は、市町村役場発行の所得証明書（平成30年分）のコピーを添付してください。

●収入がない場合

所得金額0円と記載のある「所得証明書」のコピーを提出してください。

4. 特別控除に関する証明書類（該当者のみ）

障がいのある人が同居している場合	障害者手帳等のコピー
主たる家計支持者が単身赴任している場合	単身赴任者の家賃、光熱水費の領収書のコピー（単身赴任者氏名記載があるものに限り）（1年間の支出金額の計算式を添付すること）
6か月以上療養中または療養を必要とする者がいる場合	医療費・薬品の直近6か月分以上の領収書写し（1年間の支出金額の計算式を添付すること）
この1年間に災害、風水害または盗難等の被害を受けた場合	被害届、罹災証明書等のコピー 被害により生じた実費を証明する領収書のコピー

6. 選考結果

8月中旬に文書にて通知します。

7. 申請書類提出先

岡山キャンパス 学生課（C1号館6階）
今治キャンパス 教学・学生支援課